

第29回 邑楽町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和元年11月11日（月）午後3時00分～午後3時20分
2. 開催場所 邑楽町役場 202・203会議室
3. 出席委員 9人
 - 1番 島田 信成
 - 3番 松島 章倫
 - 4番 天谷 雄一
 - 5番 諸井 政男
 - 6番 武井 輝行
 - 7番 高田 洋子
 - 8番 天谷 豊
 - 9番 金子 節夫
 - 10番 横山 正行
4. 欠席委員 2番 清水 和夫
5. 事務局 事務局長 森戸 栄一 係長 國府田 諭 主任 大澤勇太
6. 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名について
 - 第2 議案
 - 議案第 78号 農地法第3条第1項の規定による許可の許可取消願について（所有権）
 - 議案第 79号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について（所有権）
 - 議案第 80号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
 - 議案第 81号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - 第3 報告
 - 報告第 39号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について
7. 会議の概要

会長（天谷）	<p>それでは只今より、第29回邑楽町農業委員会総会を開会いたします。事務局より出席状況の報告をお願いします。</p>
事務局長（森戸）	<p>只今の出席委員数は、9名でございます。</p>
会長（天谷）	<p>事務局の報告の通り、本日の出席委員数は9名です。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、在任委員の過半数が出席しております。よって、第29回邑楽町農業委員会総会が成立したことを宣言いたします。</p> <p><会長挨拶></p> <p>これより議事に入ります。議事日程第1、議事録署名委員の指名についてですが、総会会議規則第25条第2項の規定により、議席番号3番松島章倫委員、同じく4番天谷雄一委員を指名いたしますので、ご了承お願いいたします。</p> <p>次に議事日程第2、議案第78号、農地法第3条第1項の規定による許可の許可取消願についてを議題といたします。1番について、事務局より説明を願います。</p>
事務局(國府田)	<p>議案第78号、農地法第3条第1項の規定による許可の許可取消願についてであります。次の通り、農地法第3条第1項の規定による許可の許可取消願があったので、審議の決定を求めます。令和元年11月11日、邑楽町農業委員会会長、天谷豊。</p> <p>番号1番。議案書記載の譲受人、譲渡人及び土地の表示等は、平成30年2月9日第8回総会当時のものです。今回の許可取消願の願出理由としては、当時の譲渡人の遺族の事情によりまして、5筆の内、該当農地のみ譲受人に売却できなくなった為であるとのことです。資料につきましては、1ページから2ページを参照してください。以上です。</p>
会長（天谷）	<p>事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。この件に関しまして、質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>（松島委員挙手）</p> <p>はい、松島委員。</p>
3番（松島）	<p>議案書の譲受人の状況が自作地のみとなっております</p>

3番 (松島)	<p>が、先日、譲受人経営地内で違う耕作者が作業しているのを見たのですが。</p>
事務局(國府田)	<p>利用権設定等の届出が出ているわけではなかったのですが、詳しい事情は把握できておりません。</p>
会長 (天谷)	<p>他にございますか。</p> <p>(挙手なし)</p>
	<p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手願います。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員でありますので、本案件は原案の通り可決し、願出を認めることと決定します。</p> <p>続きまして、議案第79号、農地法第3条第1項の規定による許可申請（所有権）についてを議題といたします。1番について、事務局より説明を願います。</p>
事務局(國府田)	<p>議案第79号、農地法第3条第1項の規定による許可申請（所有権）についてであります。次の通り、農地法第3条第1項の規定による許可申請があったので、審議の決定を求めます。令和元年11月11日、邑楽町農業委員会会長、天谷豊。</p> <p>番号1番、売買です。譲受人、譲渡人及び土地の表示、申請理由等につきましては、議案書記載の通りでございます。資料につきましては、3ページから4ページに記載がございます。</p> <p>現地確認を行っておりますので、報告を併せて申し上げます。11月5日、1班の委員の皆様と現地確認調査をしてまいりました。現地は樹木が生えている状況でしたが雑草が茂っている様子はなく、管理されている様子が窺えました。以上、皆様の審議を宜しく願います。</p>
会長 (天谷)	<p>事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。この件に関しまして、質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手なし)</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手願います。</p>

<p>会長（天谷）</p>	<p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員でありますので、本案件は原案の通り可決し、許可することと決定します。</p> <p>続きまして議案第80号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。1番について事務局より説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局(國府田)</p>	<p>議案第80号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてであります。次の通り、農地法第4条第1項の規定による許可申請があったので、意見の決定を求めます。令和元年11月11日、邑楽町農業委員会長、天谷豊。</p> <p>番号1番。申請人、土地の表示、申請理由、および転用目的等については議案書記載の通りでございます。資料につきましては5ページから8ページとなります。以上、委員の皆様のご審議の程、よろしくをお願いいたします。</p>
<p>会長（天谷）</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。この件に関しまして、現地確認調査が行われております。担当委員からの報告をお願いします。</p>
<p>7番（高田）</p>	<p>7番高田です。11月5日に事務局と1班で行いました。申請地については、大字秋妻字中耕地地内、案内図は資料の5ページ、付近状況図は6ページを参照してください。申請地は集落の住宅地内にあり、長年物置として使用されていた為、今回是正となりました。1班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。</p>
<p>会長（天谷）</p>	<p>担当委員からの現地調査報告が終わりました。これより質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
	<p>（挙手なし）</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p>
	<p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員でありますので、本案件は原案通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事へ送付することと決定いたします。</p>

会長（天谷）	<p>続きまして議案第 8 1 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてであります。1 番について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局(國府田)	<p>議案第 8 1 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてであります。次の通り、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請があったので、意見の決定を求めます。令和元年 1 1 月 1 1 日、邑楽町農業委員会長、天谷豊。</p> <p>番号 1 番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由、転用目的等については、議案書記載の通りです。資料につきましては、9 ページから 1 2 ページを参照してください。以上です。</p>
会長（天谷）	<p>事務局からの説明が終わりました。続きまして、現地確認調査を行った担当委員からの報告をお願いします。</p>
3 番（松島）	<p>3 番松島です。1 1 月 5 日に事務局と 1 班で行いました。申請地については、大字篠塚字八丁地内、案内図は資料 9 ページ、付近状況図は 1 0 ページを参照してください。申請地は工事の為の一時転用で、復元計画書が添付されています。1 班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告といたします。皆様のご審議をよろしくお願いします。</p>
会長（天谷）	<p>担当委員からの現地調査報告が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手なし）</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事へ送付することと決定いたします。</p> <p>続きまして議事日程第 3、報告第 3 9 号農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局(國府田)	<p>報告第 3 9 号農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農</p>

事務局(國府田)	<p>地転用届出についてであります。次の通り、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出があったので報告します。令和元年11月11日、邑楽町農業委員会会長、天谷豊。</p> <p>こちらは市街化区域内における5条の届出によるものでございます。番号1番から5番につきまして、内容については議案書記載の通りでありまして、資料については、13ページをご参照ください。以上、ご報告申し上げます。</p>
会長(天谷)	<p>以上で本日予定された議案の審議は、すべて終了いたしました。これで第29回邑楽町農業委員会総会を閉会いたします。</p> <p>上記の会議顛末は書記が記載したものです。その内容について相違なきことを証するため署名捺印します。</p> <p>令和元年12月9日</p> <p>邑楽町農業委員会 会長 <u>天谷 豊</u></p> <p>委員 <u>松島 章倫</u></p> <p>委員 <u>天谷 雄一</u></p>